

I. 現状・課題

【リサーチ・アドミニストレーター (URA) を巡る現状と課題】

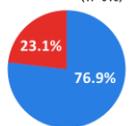
①URAは、平成23年度以後文部科学省による整備事業等によって各大学等に一定の配置がなされ*、**研究プロジェクトの企画・マネジメントや関連する研究資金の調達・管理、研究成果の活用推進等を担い、学術研究やイノベーションの源泉となる知の創出に貢献。**

※平成29年3月現在、全国の大学等の102機関に916人が配置

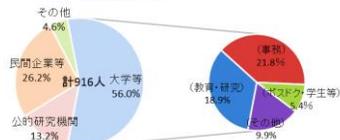
②他方で、現場に目を転じれば、URAの配置に対応して、次のような課題が生じていると考えられる。

- ・多様なバックグラウンドによるパフォーマンスに個人差
- ・大学等が求める能力・実績を有する者が必ずしも適切に採用・配置されていないこと
- ・専門的な研修の機会不足による人材育成に関する取組の大学等間での不均衡、有期雇用による不安定な雇用形態

○ URAの雇用状況(平成28年度)
(n=916)



○ URAの前職



II. 質保証 (認定制度) の意義

【質保証の必要性】

- ①文部科学省及び関係団体による取組は、**質的充実の観点からは未だ必ずしも十分ではない。**
- ②質保証に向けた取組により、**URAに期待される実務能力のスキル標準への適合**が図られ、大学等における**最適配置、ひいては研究環境の充実や産学連携の推進等**に資する効果が生まれる。

【質保証 (認定制度) の意義】

- ③認定制度は、**実務経験と研修の受講**を基に**人材育成**の観点から実施
- ・ URAの知識・能力の向上
 - ・ 客観的な実務能力の可視化 (保証) を通じた信頼関係確立



質の高いURAの持続的供給と安定的な雇用環境の整備による**教育研究機能の強化**

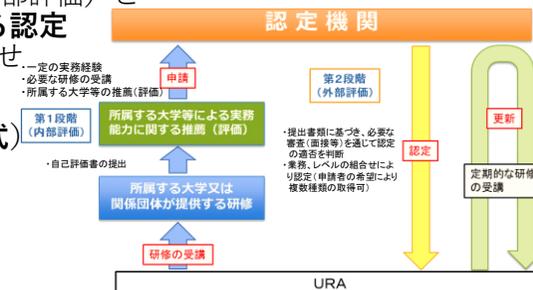
III. 認定制度の導入に関する主な論点

【認定制度のコンセプト】

- ①認定は、人材育成の要請や従事するレベルに応じて、次の2つの観点が考えられる。
- (1) 一定水準の実務能力を保証 (**基準適合性**)
 - (2) 他者と比して卓越した実務能力を保証 (**卓越性**)

【認定のスキーム】

- ②**所属機関による評価** (第1段階: 内部評価) と **専門的知見を有する認定機関による認定** (第2段階: 外部評価) の組み合わせ



【認定機関】

- ③複数の関係団体から構成 (**複合方式**) 又は特定の関係団体 (**特定方式**)

【認定の対象者 (申請者)】

- ④原則として**現職**のURA

【申請要件】

- ⑤大学等での一定の**実務経験**、**研修の受講**、所属する機関による**推薦 (評価)**

【認定の基準】

- ⑥**スキル標準**を土台とする

【認定の対象範囲】

- ⑦**スキル標準の業務・レベルの組み合わせ**とする。但し、**初級レベルへの配慮**も必要

【研修】

- ⑧**スキル標準に基づき**、全ての業務の基礎的知識となる**共通の専門要素**と各業務に応じた**個別専門要素**から構成

【認定の効力】

- ⑨一定期間の範囲内で効力を有する (**更新制**)

【導入時期】

- ⑩今年度中を 目途に基本的な構想の整理を行い、来年度以後制度設計に係る調査研究を深める。**社会的環境が整えば平成33年度 (2021年度) ***から開始
- ※研究大学強化促進事業の実施期間 平成25~34年度 (2013~2022年度)

【普及促進】

- ⑪認定制度を定着させていくためには、URA、大学等、産業界等に向けて、**質保証の意義を踏まえ、的確な普及促進を図る方策を検討**することが必要